

○ 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件について（令和2年3月30日元経第3240号農林水産省経営局金融調整課長通知）の一部改正・新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第3 令和2年度措置に係る被災農業者追加支援対策（災害関連資金）の利子助成対象要件</p> <p>実施要綱別表20の2(3)から(3)までの農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者は、次の1から7までのいずれかに該当する者とする。ただし、1から3まで、6及び7については、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(7)の資金、経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のⅡに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖繩振興局長通知）第2のⅡに定める資金並びに農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第2のⅠの(2)に定める農業経営負担軽減支援資金を受ける者を除く。</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨（災害関連資金） <u>当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの</u></p> <p>7 令和2年7月3日から同月31日までの間の豪雨（令和2年7月豪雨）（災害関連資金） <u>資金（設備資金を除く。）を必要とする農業者等であって、その生産物（その加工品を含む。）について、当該災害の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存していること又は概ね2割以上依存し次のいずれかの要件を満たすことの確認を融資機関から受けたもの</u> <u>(1) 対象資金の借入れの申込みまでの2か月の売上額、受注額若しくは生産量等（出荷量・販売量・取引量）が当該災害前の直近年同期に比して3割以上減少していること又は経営費が3割以上上昇していること。</u></p>	<p>第3 令和2年度措置に係る被災農業者追加支援対策（災害関連資金）の利子助成対象要件</p> <p>実施要綱別表20の2(3)から(3)までの農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者は、次の1から6までのいずれかに該当する者とする。ただし、1から3まで及び6については、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(7)の資金並びに経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のⅡに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖繩振興局長通知）第2のⅡに定める資金を受ける者を除く。</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 令和2年7月3日からの豪雨（災害関連資金） <u>(1) 当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの</u> <u>(2) 資金（設備資金を除く。）を必要とする農業者等であって、その生産物（その加工品を含む。）について、当該災害の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存していること又は概ね2割以上依存し次のいずれかの要件を満たすことの確認を融資機関から受けたもの</u> <u>ア 対象資金の借入れの申込みまでの2か月の売上額、受注額若しくは生産量等（出荷量・販売量・取引量）が当該災害前の直近年同期に比して3割以上減少していること又は経営費が3割以上上昇していること。</u> <u>イ 当該災害後の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等が当該災害前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が1割以上上昇すると見込まれること。</u> <u>なお、依存の程度、売上額、受注額又は生産量等の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。</u></p> <p>（新設）</p>

(2) 当該災害後の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等が当該災害前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が1割以上上昇すると見込まれること。

なお、依存の程度、売上額、受注額又は生産量等の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。

附 則 (令和2年9月4日2経営第1311号-1)

この通知は、令和2年9月4日から施行し、令和2年5月15日から適用する。

ただし、改正後の第3柱書き(「7」及び「、6及び7」を除く。)の規定については、令和2年4月1日から適用する。